

## 教員研修会

# 1. 臨床検査技師による検体採取 ～実現までの経緯～

宮島 喜文\*

平成 26 年 6 月 18 日、第 186 通常国会において、医療・介護改革一括法案(後に、地域医療における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律平成 26 年法律第 83 号)の一つとして臨床検査技師等に関する法案が成立し、平成 27 年 4 月 1 日に施行となった。この経緯から明らかに判ることは、昭和 33 年の議員提案で成立した臨床検査技師法等に関する法律(当時は衛生検査技師法)が、国会議員の発議による国会審議でなく、政府提案として上程されたことである。すなわち、私達の要望について国会議員連盟を通じての法改正を図ったのではなく、国の政策の一環として進められてきたことがわかる。その背景としては、2025 年問題としてクローズアップしている、急速に進む我が国の少子・超高齢化社会の到来である。

これに対して、政府は以前から社会保障・税の一体化改革に着手し、持続する社会保障制度を構築するために医療・介護分野の改革に取り組んできた。その主眼とするところは医療・介護のネットワーク化を実現するものである。患者という視点で見れば、「病院から在宅へ」を促進する方針が出ていることを見逃してはいけない。平成 27 年 2 月 12 日には「医療法施行令の一部を改正する政令」(平成 27 年政令第 46 号)が公布され、臨床検査技師が診療の補助として、医師又は歯科医

師の具体的な指示を受けて行うことができるようになった検体採取は次の 5 項目である。

- ① 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為。
- ② 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為。(生検のためにこれらを採取する行為を除く。)
- ③ 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部の膿を採取する行為。
- ④ 鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為。
- ⑤ 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為。

日臨床技では免許保有者であって検体採取の業務に従事するものは所定の研修が義務付けられたことから、5 万人の会員を対象にした厚生労働省指定講習会を平成 27 年 1 月から開始している。昨年からは全国で開始している「検査説明・相談のできる技師育成事業」と併せ、更に教育研修を充実することより、臨床検査業務の一連の流れの中で患者に責任を持ち、診療に貢献できる臨床検査技師が一日も早く誕生することを願っている。我が国の保健医療・介護の分野においては、臨床検査技師の活躍する場は十分にある。今回の検体採取の法改正は臨床検査技師の将来的方向性を示唆するものではないか。

\*一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 会長 miyajima-yoshifumi@jamt.or.jp

注：本論文は諸般の事情により抄録原稿を掲載した。